

本市における保育園への一般指導監査について

1 目的等

保育園に対する指導監査については、児童福祉法第46条第1項、子ども・子育て支援法第14条第1項等に基づき、児童の処遇の向上及び施設運営の適正化を目的とし、1年に1回実施している。

2 実施計画等

指導監査は、国通知によって示される主眼事項、着眼点等を勘案し、毎年度当初に指導監査方針及び実施計画を定め実施する。

3 指導監査手法

指導監査は、原則として保育園に出向し行う実地監査とする。

社会福祉法人が経営する保育園については、社会福祉法人に係る指導監査と同時に実施する。

なお、施設の有する課題に応じて、次のいずれかの手法により監査を行う。

- (1) 特に問題のない施設 「簡易監査」又は「通常監査」
- (2) 一定の課題のある施設 「重点監査」
- (3) 重大な課題のある施設 「集中監査」

4 指導監査班

指導監査は、原則として、係長級以上の職にある者を班長とし、同班長を含む2名以上の職員をもって指導監査班を編成し、実施する。

5 指導監査日程

7月から3月末までの期間で、あらかじめ定めた日に実施する。

6 指導監査方法

- (1) 指導監査の実施に当たっては、指導監査方針及び実施計画に基づき監査の対象となる保育園に対し、監査実施日その他必要な事項をあらかじめ文書で通知する。
- (2) 指導監査の実施に当たっては、保育園に対し、関係資料等の提出を求める。
- (3) 指導監査に際しては、法人の役員並びに施設長及び関係職員の立会いを求める。

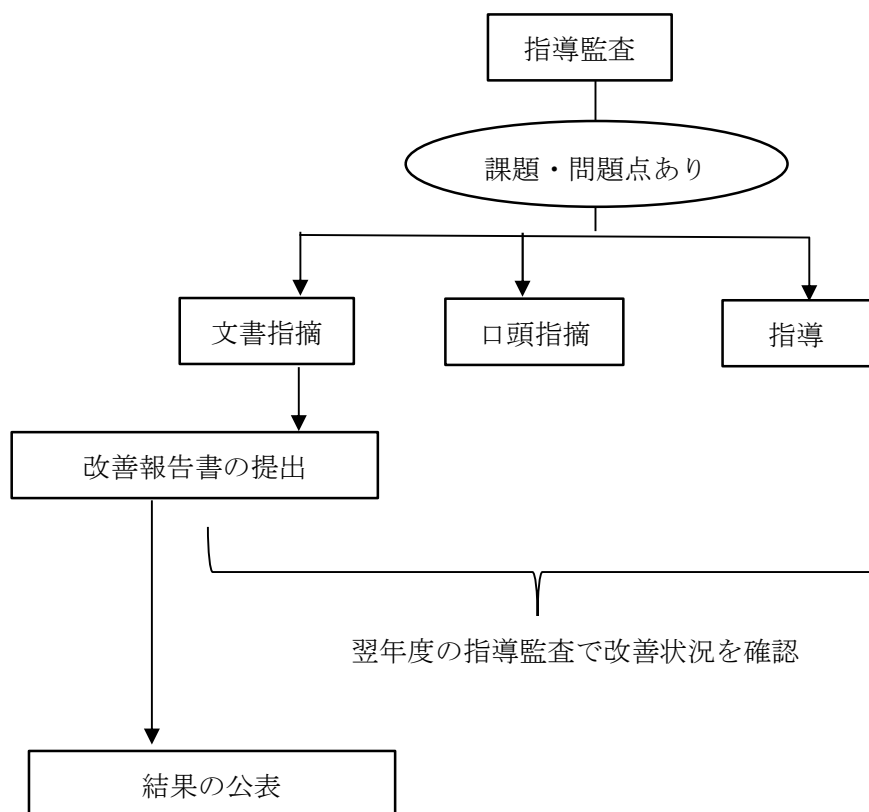
7 指導監査結果

- (1) 指導監査の結果，是正又は改善を要する事項については，当日に講評を行う。特に是正又は改善について報告を求める必要がある事項については，監査終了後，文書で監査結果の通知を行う（文書指摘事項）。
なお，文書指摘に至らない軽微な指導事項（口頭指摘事項，指導事項）についても，合せて書面で通知を行う。
- (2) 施設は，指摘された事項については是正又は改善を図るとともに，文書で通知された事項（文書指摘事項）については，是正又は改善状況を確認できる書面を添付のうえ，指定期日までに文書で本市に報告する。

8 結果の公表

指導監査の結果については，施設名，文書による指摘事項の内容，監査実施日，及びその改善状況等を京都市情報館に掲載する。

9 指導監査のフロー図



10 決裁等

指導監査に係る方針，実施計画及び結果通知等については，京都市局長等専決規程第3条（共通専決事項）により，監査担当部長が決定する。